

時評

長沼一審判決50周年に寄せて



弁護士
高崎裕子

1 1973年9月7日、札幌地裁(福島重雄裁判長)は、日本の裁判史上唯一の「自衛隊は憲法9条に違反する」と判決した。去る9月9日、判決50周年記念集会在札幌で開かれ、福島さんご夫妻、内藤功弁護士をはじめ学者、弁護士、元原告、運動を支えた人々等250名が参加した。

2 北海道・長沼町は古くから水害に悩まされたが、馬追山が保安林に指定され川の氾濫等から守られてきた。国は航空自衛隊ミサイル基地建設のために保安林指定を解除したため、地元住民が「処分取消」を求め提訴した。国側は、自衛隊は合憲、「原告適格がない」、「訴えの利益が消滅した」と主張し、自衛隊の違憲性の判断をさせず訴訟を終わらせようとした。裁判は4年に及び24人が証言。地裁は国の主張を退け、解除処分は森林法26条2項の「公益上の理由」を欠く違法なもので取消されるべきと原告ら勝訴の判決をした。この中で、自衛隊の違憲性を判断し、「憲法9条の解釈は憲法前文で示された…永久平和主義に従ってなされ」とし、1項で侵略戦争を放棄し、2項で一切の軍備、戦力を放棄しかつ交戦権をも否認したとし、自衛隊は「憲法9条2項にいう『陸海空軍』という『戦力』に該当」し、明らかに軍隊であり違憲であると断定し、基地

建設は「公益性」を欠くとした。
3 原告適格、訴えの利益について、「保安林制度の目的も、憲法の基本原理である民主主義、基本的人権尊重主義、平和主義の実現のために、地域住民の『平和のうちに生存する権利』(憲法前文)すなわち平和的生存権を保護しようとするのが正当…。地域住民の平和的生存権が侵害され、また侵害される危険がある限り、その地域住民にはその処分の瑕疵を争う法律上の利益がある」と、平和的生存権を明記し、法的効力を認めた画期的な判決であった。

4 福島裁判長は、地裁所長による「平賀書簡」問題等司法の独立への干渉等から良心に従って審理できないと一度は辞表を提出したが、札幌弁護士会が声明を出し、直接慰留し、また幅広い国民から電話・電報等の慰留の激励に辞表を撤回した。

福島さんは判決等に関し35年間沈黙を貫いたが、対談した水島朝穂教授(早稲田大学法学学術院)は、名古屋高裁判決を境に一変、語り始めたとし、福島さんは「裁判所は証拠に基づいて堂々と判断し、それを積み重ねることによって国民の間で議論が深まる」と主張。長沼訴訟についても、「軍事基地をつくられると攻撃の目標になるし、住民はそんなものをつくってもらっては困ると言うのが本質的問題」、「自らの平和的生存権を脅かされるというのが訴訟の本質。水害論に逃げ込めば水害の危険はない(訴えの利益はない)で終わりとなる。それでは、国民は自衛隊と憲法の関係について裁判所に判断を求めるたびに逃げられる。結局、司法の信用を落とすだけ」裁判所は問われていることから逃げてはいけなめと言いつつ切っている。私が10年前にお会いした時も、「(勇気ある判決と言

われるが)憲法と自分の信念に基づいただけ」と淡々と話された。
5 私の北大法学部の恩師故深瀬忠一教授は、恵庭・長沼裁判の特別弁護人として、「平和的生存権」の理論を構築し、憲法学界で、最初に「平和的生存権」を論じた。

平和的生存権を「憲法前文、9条及び13条、三章諸条項が複合して保障する憲法上の基本的人権の総体」とし「平和に生きることなくして人権尊重はなく、人権尊重なくして平和はありえない」と強調され、裁判に勝つには「世論・理論・弁論」の三論が必要と強調し、理論面から裁判を支えた。

恵庭事件は、自衛隊演習で被害を受けた恵庭・野崎牧場の野崎兄弟が通信線を切断し、自衛隊法違反で札幌地裁に起訴された事件。先生は「有罪になれば自衛隊が合憲になる」と、憲法学者の責任として放置できないと特別弁護人となった。

野崎兄弟の「無罪」判決は、自衛隊合憲とさせず「平和的生存権」の実質を守り、長沼判決で勇気ある裁判官の下「平和的生存権」の学説が、判決の中で初めて明記されたと強調した。2008年4月17日、自衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋高裁判決(青山邦夫裁判長)では、自衛隊のイラク派遣を違憲とし「平和的生存権は基本的人権の基礎」と具体的な権利性が認定され確定。2009年2月24日、岡山地裁判決は「平和的生存権の裁判規範性」を認め、長沼一審判決の「平和的生存権」が継承・発展された。

6 2015年9月に集団的自衛権行使を容認した安保法制が強行されたが、「自衛隊は戦力で違憲」とした長沼判決は、50年経った今もなお、自衛隊を「軍隊」と明言させない防波堤であり続けている意義と重みは増している。

(たかさき ゆうこ)